

地域の光と色

【今日の課題例】

光や色は、都市のあり方にどのように影響を与えるであろうか？個人的な、パーソナルな（あるいは比較的身近なスケールの）光環境や色環境，と，公の，パブリックな（あるいは比較的範囲が広いスケールの）光環境や色環境，に対する考え方は違うであろうか？それぞれ，周囲にどのような影響を与えるであろうか？それぞれどのように捉えて，どのように考えればよいだろうか？どのようにすれば，よりよい環境とするにはどうすればよいだろうか？

さらに，光や色によって（もしくは光や色だけではなく一般的に），よりよい都市環境を創造するためには，どのような基準，ルール，規範もしくは根拠を参考にすればよいのだろうか？もしくは，従えばよいのだろうか？

→建築のスケールではなく，都市や地域のスケールで考えたとき，光や色と私達の関係はどのようなものであろうか？さらに一歩進んで，「都市」を「デザイン」する際には，何を参考にすればよいのだろうか？参考にするものはどこから読み取ればよいのだろうか？それとも，個人の自由な発想に基づけばよいのであろうか？

【まずは，自分なりに考えてメモしてみよう】

【スライドと動画を視聴し終わった後に，気がついたことをメモしておこう】

→これらのメモをもとに，ミニレポートを書いてみよう

1. 平成 12 年度版環境白書から (「環境省」 > 「白書・統計」 > 「環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」, <https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/index.html>)

総説 第 3 章 第 1 節 3 地域における生活環境に係る問題

生活環境の保全上、大気汚染のほか、主に人の感覚に関わる問題である騒音、振動、悪臭が重要課題となっている。また、ヒートアイランド現象、光害等の典型 7 公害以外の問題も指摘されている。

(中略)

(4) 光害 (ひかりがい) は周辺環境への悪影響やエネルギーの浪費につながる

光害とは、良好な照明環境の形成が、漏れ光 (照明器具から照射される光のうち、その目的とする照明対象範囲外に照射される光) によって阻害されている状況又はそれによる悪影響をいう。過度の夜間照明の使用は、ほうれん草や水稻等の作物の生育不良やホタル、ウミガメ、鳥類等の生育に影響を及ぼす。照明により夜空が明るくなり天文観測が困難になることも光害の一つである。また、夜間の屋外照明は安全確保や防犯のために不可欠であるが、不適切な照明は、周辺環境に悪影響を及ぼす可能性があるのみならず、エネルギーの浪費にも結びつく。

(5) 日照阻害、電波障害及び風害

典型 7 公害以外の苦情の種類別苦情件数の推移を日照阻害、電波障害、風害 (通風) について見ると、日照阻害は平成 10 年度は 16 件と連続して低水準を維持している (平成 9 年度, 23 件)。しかし、日照阻害についての苦情件数は、地方公共団体の公害苦情相談窓口で受け付けた苦情件数であるが、実際は別の窓口で受け付けているものも多くあり、必ずしも改善されたとは判断できない。また、地方公共団体の公害苦情相談窓口で受け付けた電波障害についての苦情件数は平成 10 年度は 292 件 (平成 9 年度 370 件) となっており、減少した。通風障害についての苦情件数は平成 10 年度 21 件 (平成 9 年度 7 件) であり、他の苦情件数と比較して低い水準で推移している。

注) 平成 13 年度版白書以降、日照阻害に関する記述は消えた。平成 17 年度版から平成 20 年度版の記述は、ほぼ同一内容。

→何故、突然消えたのだろうか? 政府や地方自治体の「政策」とは何だろうか? 「政策」を立案するのは誰だろうか? その意味するところは? 考えてみたい

注) 以下、①夜間の光環境、②日中の光環境、の 2 つについて考えよう。

2. 光害対策の経緯 (参考 URL [2] を参照)

- 1989 (平成元) 年 11 月 22 日 岡山県小田郡美星町「美しい星空を守る美星町光害防止条例」制定 (2005 年 3 月 1 日に、美星町は、井原市および芳井町と合併して井原市に。)
- 1998 (平成 10) 年 3 月 30 日 環境庁「光害対策ガイドライン」策定
- 1998 (平成 10) 年 8 月 7 日 環境庁「光害対策ガイドラインに基づく「地域照明環境計画」」策定
- 2000 (平成 12) 年 7 月 3 日 環境庁「地域照明環境計画策定マニュアル」策定
- 2000 (平成 12) 年 11 月 20 日 環境庁「グリーン・ライティング (環境にやさしい照明)・キャンペーン」実施
- 2001 (平成 13) 年 10 月 4 日 環境省「光害防止制度に係るガイドブック (光害防止制度検討委員会報告)」とりまとめ

注) 実は、この後、しばらくの間、光害対策に関する施策は講じられないままであった。LED の普及に伴い、近年ようやく再度、施策が打ち出させるようになった。何故、突然、連続して施策が講じられ、その後、しばらく静かになってしまったのであろうか？

2. 1 美しい星空を守る美星町光害防止条例 (平成 16 年 12 月 17 日制定)

(前文)

美星町には、流れ星の伝説と、その名にふさわしい美しい星空がある。天球には星座が雄大な象形文字を描き、その中を天の川が流れている。さらに、地平線から天の川と競うように黄道光が伸び、頻繁に流れ星がみられる。また、夜空の宝石ともいえる星雲や星団は、何千年、何万年以上もかかってその姿を地上に届けている。これら宇宙の神秘をかいま見ることができる環境は、町民のみならず 全人類にとってかけがえのない財産となっている。

しかし、宇宙は今、光害によってさえぎられ、視界から遠ざかって行こうとしている。人工光による光害の影響は、半径 100km 以上にも及び、人々から星空の美と神秘に触れる機会を奪うだけでなく、過剰な照明は資源エネルギーの浪費を伴い、そのことが地球をとりまく環境にも影響を与えている。また、過剰な照明により、夜の安全を守るという照明本来の目的に反するのみならず、動植物の生態系にも悪影響を与えることも指摘されている。

近隣には主要な天文台が設置されているとおり、町の周辺は天体観測に最も適した環境にあり、町はこれまで『星の郷づくり』に取り組んできた。そして、今後も多くの人々がそれぞれに感動をもって遙かなる星空に親しむよう宇宙探索の機会と交流の場を提供することが町及び町民へ与えられた使命と考える。

このため、わが美星町民は、町の名に象徴される美しい星空を誇りとして、これを守る権利を

有し、義務を負うことをここに宣言し、全国に先がけてこの条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、光害の防止と適正な照明に関し、町、町民及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに必要な事項を定めることにより、町民の生活に必要な夜間照明を確保しつつ、光害から美しい星空を守ることを目的とする。

(中略)

(照明器具等の制限及び配光基準)

第 10 条 (中略)

第 5 項 屋外照明はその用途に応じ、適正で必要最少限の光を使用するよう十分な配慮をしなければならない。

→現行の条例については、「井原市」>「各種サービス」(ホームページ左側)>「例規検索」(<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrMjF01/init?jctcd=8A8B8853F1>)からダウンロードできる。『美しい星空を守る井原市光害防止条例』/『美しい星空を守る井原市光害防止条例施行規則』(いずれも令和 2 年 12 月 25 日最終改正)。

→同じく、「井原市」>「美星町観光協会」や「井原市」>「美星天文台」などのホームページも参照。

2. 2 光害対策ガイドライン (改訂版) (2020 年度の改訂版について) (「環境省」>「報道・公報」>「報道発表一覧」(2021 年 03 月 26 日付), <http://www.env.go.jp/press/109341.html>)

環境省では、屋外照明の適正化等により良好な光環境の形成を図り地球温暖化防止に資することを目的に、「光害(ひかりがい)対策ガイドライン」を平成 10 年度(1998 年)に策定し、平成 18 年度(2006 年)に改訂を行っております。

平成 18 年度の改訂から 15 年が経過し、この間、LED 照明が広く普及するなど地域を取り巻く光環境も大きく変化していることから、このような状況を踏まえ光害が及ぼす影響や光害の防止対策について見直しを行い、当該ガイドラインを改訂しましたので、お知らせいたします。

令和 3 年度(2020 年度)の改訂版の「光害対策ガイドライン」は、「環境省」>「政策分野・行政活動」>「政策分野一覧」>「大気環境・自動車対策」>「光害対策」>「光害ガイドライン、パンフレット等」からダウンロード可

(http://www.env.go.jp/air/life/light_poll.html)

・CIE(国際照明委員会)による「屋外照明設備による障害光規制ガイド」第 2 版が 2017 年に発行されるなど、国際的にも取組が進んでいる。

- ・ LED 照明は配光制御が容易であり、適切に使うことでより良好な光環境を形成することができるとともに、省エネルギー効果が高い。

光害の定義

【旧 光害対策ガイドライン】

良好な「照明環境」の形成が、漏れ光によって阻害されている状況又はそれによる悪影響を「光(ひかり)害」と定義する。狭義には障害光による悪影響をさす。

【光害対策ガイドライン (平成 18 年 12 月改訂版)】

光害(ひかりがい)とは、良好な「光環境」の形成が、人工光の不適切あるいは配慮に欠けた使用や運用、漏れ光によって阻害されている状況、またはそれによる悪影響と定義する。

『光環境』を人工的な光放射のみならず、自然界に存在する光放射を含んだ「光放射の存在している環境」、『照明環境』を光環境の中で「特にある目的を達成するために構築される人工的な光環境」と使い分けた。その上で、『良い照明環境』とは、「人工光によって造られる光環境のうち、周囲の状況(社会的状況及び自然環境)に基づいた適切な目的の設定と技術により、安全性、効率性、快適性の確保と同時に、景観や周辺環境への配慮が十分なされている環境」と改めた。

2. 3 光害対策ガイドラインに基づく「地域照明環境計画」(「環境省」>「報道・公報」>「報道発表一覧」(1998 年 08 月 07 日付), <https://www.env.go.jp/press/392.html>)

(1) 環境庁では、本年 3 月に策定した「光害対策ガイドライン」の普及を図るため、平成 10 年度事業として、同ガイドラインを受け「地域照明環境計画」を策定するモデル事業を実施することとしており、次の 6 自治体で行う。

(「地域照明環境計画」モデル事業実施自治体)

名古屋市(愛知県)、鹿嶋市(茨城県)、筑紫野市(福岡県)

東栄町(愛知県)、輝北町(鹿児島県)及び衣川村(岩手県)

(2) なお、政府の地球温暖化対策推進本部が決定した「地球温暖化対策推進大綱」(平成 10 年 6 月 19 日)において「光害対策ガイドラインに基づく屋外照明の適正化」が、対策の一つとして掲げられており、本事業はその一環としても実施される。

(3) モデル事業実施自治体においては、本年度末(平成 11 年 3 月)までにモデル的に「地域照明環境計画」を策定するとともに、「光害対策ガイドライン」に準拠した照明器具を用い、既存の照明器具との比較を行う予定。

(4) 環境庁では、更に来年度にも、モデル事業を実施し、その結果を基にガイドラインの必要な見直しを行うとともに、「地域照明環境計画」の策定手法や照明器具の設置に関する具体的な手法の検討を行うこととしている。

2. 4 地域照明環境計画策定マニュアル (「環境省」>「報道・公報」>「報道発表一覧」(2000 年 07 月 03 日付), <https://www.env.go.jp/press/1834.html>)

環境庁では、光害を防止し、地方公共団体が地域特性等を考慮した「地域照明環境計画」を策定するための基本的な事項についてまとめた『地域照明環境計画策定マニュアル』を策定した。これは平成 10 年 3 月に策定された「光害 (ひかりがい) 対策ガイドライン」と平成 10 年度に実施した「地域照明環境計画策定モデル事業」の成果を踏まえて策定したものである。なお、本マニュアルは、近日中に都道府県、政令指定都市及び中核市に送付し、地域照明環境計画の策定の推進等を図ることとしている。

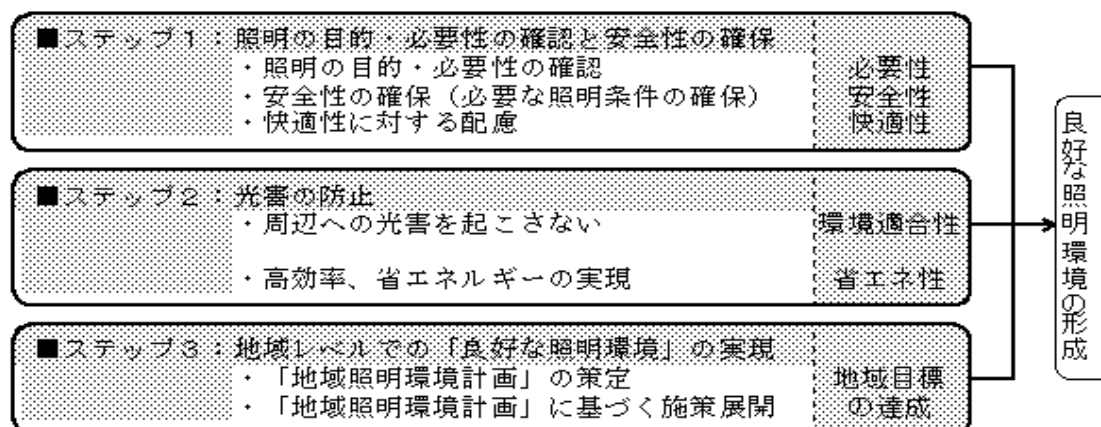
マニュアルの構成

『地域照明環境計画策定マニュアル』は、大きく 2 編に分かれており、第 I 編では、光害を防止し、「良好な照明環境」を実現するための具体的な手法を解説し、第 II 編では、「地域照明環境計画」の策定のポイント、関連データを示している。マニュアルの構成は以下のとおりである。

- I 編 「良好な照明環境」の実現方法
 - 第 1 章 「光害」と「良好な照明環境」
 - 第 2 章 照明の目的・必要性の確認と安全性の確保 (ステップ 1)
 - 第 3 章 光害の防止 (ステップ 2)
- II 編 地域照明環境計画の策定 (ステップ 3)
 - 第 1 章 「地域照明環境計画」とは
 - 第 2 章 「地域照明環境計画」の策定
 - 第 3 章 「地域照明環境計画」に基づく施策展開
 - 第 4 章 計画の策定における推計、評価方法

資料編

また、マニュアルでは、良好な照明環境を実現するステップを、以下のように 3 段階に分けて説明をしている。



2. 5 グリーン・ライティング (環境にやさしい照明)・キャンペーン (「環境省」 > 「報道・公報」 > 「報道発表一覧」 (2000 年 11 月 20 日付),

<https://www.env.go.jp/press/1316.html>)

近年、屋外照明の適正化等により良好な照明環境を実現することが大気生活環境を保全する上で重要な課題となっている。このため環境庁では、平成 10 年 3 月、光害の防止を図るため、「光害対策ガイドライン」を策定するとともに、本年 7 月には、光害を防止し、地方公共団体が地域の特性等を考慮した形で地域照明環境計画を策定するための手引きとするため、「地域照明環境計画策定マニュアル」の策定を行った。

これを受けて、来る平成 12 年 12 月 1 日 (金) から 10 日 (日) までの 10 日間「グリーン・ライティング・キャンペーン」を実施する。

このキャンペーンは、良好な照明環境についての理解を深め、その実現に向けた取組を促すとともに、屋外照明の改善等を図ることにより、光害を防止しようとするものである。

本キャンペーンでは、啓発用ポスター及び事業者向けパンフレットの配布を行い、前述のガイドライン及びマニュアルについての理解を深め、その実現に向けた取組の推進を図っていくこととしている。

このため、地方公共団体、事業者等に対して協力を依頼する。

2. 6 光害防止制度に係るガイドブック (光害防止制度検討委員会報告) (「環境省」 > 「報道・公報」 > 「報道発表一覧」 (2001 年 10 月 04 日付),

<https://www.env.go.jp/press/2889.html>)

環境省では、光害防止制度に係るガイドブックを取りまとめた。これは、光害防止制度検討委員会 (委員長: 成定康平 国際照明委員会第 4 部会技術委員会委員・元中京大学文学部教授) における検討の成果を取りまとめたものであり、その骨子は以下のとおりである。

(1) ガイドブック策定の目的

このガイドブックは、地方公共団体が光害防止対策を推進する際の手引きとして、既存の条例及び計画の活用方法や地域照明環境計画、光害防止条例を策定する際の考え方を示したものであり、本ガイドブックを参考に各地で光害防止対策が進められることにより、地域における屋外照明の適正化、良好な照明環境の実現を図り、これによって地球温暖化防止にも資することを目的とするものである。

(2) ガイドブックの概要について

ガイドブックの構成は大きく分けて、[1] 光害の概要、[2] 光害防止に向けた取組方法、[3] 光害防止のための制度・施策、[4] 地方公共団体における光害防止推進システム構築に向けて、の 4 つからなる。具体的な内容は以下のとおり。

[1] 光害の概要

主な光害の種類について、人間の諸活動への影響、動植物への影響、エネルギーの必要以上の浪費の 3 つに分類し、それぞれ概要等をまとめている。

[2] 光害防止に向けた取組方法

1) 光害防止のための屋外照明設置にあたっての基本的考え方

目的以外への光の漏洩を防止することが光害防止の基本である。

2) 光害防止への取組のメリット

良好な照明環境の形成に向けた取組は、安全性、快適性、経済性など多様な効果をもたらす。

3) 屋外照明設備の適正化のポイント

適切な照明を選択するためのポイントは、[1]照らす範囲を効率よく照明できる、[2]上方へ漏れる光が少ない、[3]不快なまぶしさを与えない、[4]省エネルギー性の高い、照明器具を選ぶことである。

4) 屋外照明の実態把握の必要性

省エネルギーや不快なまぶしさを防止のために、上方光束比や総合効率などの項目について実態を把握し、改善に役立てることが重要である。

[3] 光害防止のための制度・施策

地方公共団体における光害防止の取組のために以下の項目に関して整理している。

1) 環境基本条例や地域環境計画等、既存の条例や計画を活用する方策

既存の各種制度において、光害防止に関しどのような規定が可能かを整理している。

2) 光害防止条例の策定の考え方

光害防止条例に関する国内外の事例を紹介するとともに、策定を検討する際の手順やポイントについて提示している

[4] 地方公共団体における光害防止推進システム構築に向けて

良好な照明環境の実現のため、地方公共団体-市民(団体)-事業者-照明環境設計者等の専門家が一体となった取組を推進するための方策について整理している。

環境省では、地方公共団体における、地域の実態に沿った良好な照明環境の実現に向けた取組に資するため、今回の検討結果に関する報告書を、都道府県、政令指定都市、中核市に配布することとしている。

→参考 URL [4] からダウンロード可。実際には、参考 URL [2] を確認すれば、国の光害対策の概要がだいたいわかる。

→→熊本県の状況については、参考 URL [6]などを参照

→→光害対策は、夜間照明が多い都市部の問題なのだろうか。それとも、郊外の問題なのだろうか

か。一方で、夜間照明の利点も考えたい。

→高速道路では「低位置照明」や「低位置設置型照明」なども光害対策の一つ。

3. 日照権問題 (参考文献 [1] を参照)

高度経済成長の過程で起きた人口の都市への集中

→ 都市部における建築物の高密度化と高層化

→ 日照紛争, 日照権を掲げた住民運動, 日照権をめぐる訴訟

1970 (昭和 45) 年 建築基準法の改正 「北側斜線制限」の制限を導入

1976 (昭和 51) 年 建築基準法の改正 「日影規制基準」を導入

注) 光害よりも、もっと前から問題になっていた地域の光環境に関する問題。今から、50 年以上も前の問題で、法律が導入されて、ある程度問題が解決した。さて、法律が制定されれば、問題は全て解決するのだろうか? 法律が制定されても、また次の新しい問題が生じてしまうのだろうか? 生じるのだとすれば何故だろうか?

用途地域については都市計画の授業を思い出そう。また、建築環境工学 II で学修した「日影」の話も思い出そう。ただし、建築基準法そのものは 4 年生で学修する予定。なお、下記の「建設省」は現在の「国土交通省」のこと。

さらに、当時と今では「日照」に関する意識も変わっているかもしれない。

3. 1 市街地建築物法 (1919 (大正 8) 年制定)

採光の確保や災害防止の観点から、建築物の高さ制限 (住居地域内において 65 尺, それ以外において 100 尺, 市街地建築物令 4) と建ぺい率制限 (住居地域内において 10 分の 6, 市街地建築物令 14) を設けていた。

※建ぺい率: 敷地面積に対する建築面積 (建坪) の割合 (容積率の場合は, 延べ床面積の割合)

3. 2 建築基準法 (1950 (昭和 25) 年制定)

4 つの用途地域に応じて建ぺい率を制限するとともに (55 条), 住居地域内に第一種から第九種までの空地地区を指定し, 建築の延べ面積の敷地面積に対する割合を定め, また建物の外壁またはこれに代わる柱面から敷地境界線までの距離制限 (第一種及び第二種空地地区においては 1.5m 以上) をおいた (56 条)。

また, 高さ制限については, 住居地域内では原則として 20m 以下, 住居地域以外では 31m 以下の絶対高の制限 (59 条の 2)。

しかし、上に挙げた各手法は、都市における高密度化・高層化に対し、居住者の日照を確保するためには機能しなかった。即ち、建ぺい率制限は高層化の妨げにはならず、住居地域内での 20m の高さ制限は日照確保にとってはほとんど無意味であり、建築基準法の改正による日照問題への対応が求められた。

3. 3 改正建築基準法 (1970 (昭和 45) 年改正)

従来 of 4 用途地域は、第一種・第二種住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域の 8 用途地域に改編され、用途の純化、細分化が図られた。

特に、住居専用地域が低層住宅地としての第一種住居専用地域と中高層住宅地としての第二種住居専用地域に区分され、第一種住居専用地域においては建築物の高さを 10m 以下に抑えたほか、とくに日照の確保にも寄与するよう第一種住居専用地域と第二種住居専用地域を対象として、いわゆる「北側斜線制限」が導入された。

北側斜線制限によれば、建物の各部分の高さは、その部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北方向の水平距離の 1.25 倍した数値に、第一種住居専用地域で 5m、第二種住居専用地域で 10m を加えた数値以下であることとされた (56 条 1 項)。

この北側斜線制限で確保される日照は、第一種住居専用地域では、建物間の距離を 4m とした場合に、冬季で 2 階に若干陽が射す程度、第二種住居専用地域では、建物間の距離を 10m とした場合に、冬季、建物 4 階に若干の陽が射す程度であった。

3. 4 改正建築基準法 (1976 (昭和 51) 年改正)

建設大臣 (現・国土交通大臣) による「市街地環境の整備の促進のための方策」についての諮問を受けて答申された「市街地環境の整備の促進のための方策に関する答申-法制の整備等について (第一次)」(建設省建築審議会, 1974 (昭和 49) 年 1 月) を受けて、「日影による中高層の建築物の高さの制限」条項 (56 条 2 項) が、日照紛争に対する公法上の規制基準として導入された。

北側斜線制限を維持したままだが、建築行政において、増大する日照紛争を予防し、近隣の日照を保護せよ、との社会的要請にこたえたものである。規制方法は、中高層建築物を対象とし、隣接地に一定の時間以上の日影を生じさせてはならない、というもので、一般に「日影規制」とよばれている。適用地域も、当時の第一種、第二種住居専用地域のほか、住居地域、近隣商業地域、準工業地域に広げた。

3. 5 改正建築基準法 (1992 (平成 4) 年改正)

日影規制の適用範囲が用途地域の指定がない区域にも広がった。

3. 6 改正建築基準法 (2002 (平成 14) 年施行) (参考文献 [2] を参照)

- ・確保される採光, 通風などの指標として天空率が定義された。
- ・各種高さ制限を適用しない建築物の基準などとして, 当該建築物の天空率が各種高さ制限に適合するものとして想定する建築物の天空率以上であることなどを定めるとともに, 天空率を算定する位置を定めた。

3. 7 近年の日照権問題 (参考文献 [3], 参考 URL [9] を参照)

商業地域は都市計画法に基づく用途地域の一つであり, 商業・業務の利便性を増進させるために定められる。商業地域では容積率の最高限度が高く, それに加えて建築基準法上の日影規制が適用されないため高層建築が建てられやすい。このため, マンションの南側に新たなマンション建設計画が持ち上がると, もとから建っているマンションの住民が反対運動を起こすという事態が発生している。しかし, マンションの建て主側は法律に従って計画しているという理由から, 住民が要求する計画変更に応じないケースも多い。

3. 8 日照の効果

光・温熱・乾燥・健康・殺菌など

←→ 機械設備で代用した人工環境

私たちに, 日照は不必要か? 必要か?

ライフスタイルの変化によって日照に対する考え方も変わってきたかもしれない。

例えば, 単身世帯が増え, ワンルームマンションなどが増えて, 朝はやくに家を出て, 日が沈んでから家に帰るようなライフスタイルだと, 日照はあまり関係ないのかもしれない。

もしくは, 地球温暖化に加え, 夏季のヒートアイランド現象で気温が上昇すると, 日照はあまり好ましくないものになるのかもしれない。

国や文化の違いによる日照に対する考え方の相違

例えば, 冬季に全く太陽が見えない白夜を経験するような高緯度地方と年間を通じて日射が厳しい熱帯雨林気候などの低緯度地方では, 日照に対する捉え方が違うのかもしれない。

もっと言えば, 太陽を神格化するような国や地域とそうではない国や地域では, 考え方がちがうかもしれない。

4. まちのいろ

赤い街フィレンツェ／白い街スペイン南部／赤い街マレーシアペナン・ジョージタウン・・・

例えば、古都である京都（景観を重視する京都、もしくは観光資源になる京都）では、まちの色に対してどんな規制があるのだろうか？

一方、熊本ではどうだろうか？「熊本らしい」色とは？

「まちのいろ」は、これまでにどのように形成されてきたのだろうか？

4. 1 都市の色彩計画と行政の誘導手法について

『京都市の新景観制度，景観行政と色彩指導について』（京都市都市計画局都市景観部参事・佐竹和男，参考文献 [6]，pp. 83～91）より抜粋）

都市景観と色彩計画

大都市と建設省（現・国土交通省）が共同で費用を負担して，景観制度の中での色彩の問題について研究をした報告書がある。これには京都市が当番市として尽力したのであるが，その中に，行政がどうした指導をすればよいかと言ったことに触れている部分がある。

まず色彩計画の考え方として，基本的な視点は三つ挙げられる。次に指摘するような配慮を基に色彩誘導を進めて行かなくてはならない。

- 1 色彩の永続性，継続性，一貫性に配慮する。過去，現在の色彩の変化を認識し，未来への予測を立てて，一過性のものとしなない。担当者が替わってもその意志がたつたわるよう，色彩計画のプロセスと根拠を明らかにし，良好な色彩が継続されるようにする。
- 2 公共性に配慮する。景観は共有財産であり，自己主張に限度があることを住民に知らしめる。色彩基準の考え方，過程を明らかにして，その合理性を住民に広め，理解と協力を得る。住民の意見を取り入れ，民主的な手続きで准進する。
- 3 関係性に配慮する。色彩計画の都市全体の中での位置づけ，地域との関係性などを総論的，総体的に考える。

4. 2 京都市における色彩計画（参考文献 [4] ～ [10] と参考 URL [10]，[11] も参照）

○京都市市街地景観整備条例（昭和 47 年 4 月 20 日条例第 9 号（制定），平成 7 年 3 月 24 日条例第 53 号（全部改正））（出典：参考 URL [12]）

第 1 章 総則

第 2 章 美観地区等

第 1 節 美観地区等の指定

第 3 節 工作物に関する制限

(形態意匠等の制限)

第 10 条 美観地区等内における工作物の形態意匠等は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(3) 色彩その他の意匠が、周辺の町並みの景観に違和感を与えるものでないこと。

○京都市景観法及び京都市市街地景観整備条例の施行に関する規則(昭和 47 年 4 月 20 日規則第 35 号(制定)、平成 8 年 5 月 23 日規則第 22 号)

(形態意匠等の制限の技術的細目)

第 7 条 条例第 10 条第 2 項に規定する技術的細目のうち同条第 1 項第 3 号及び第 5 号に関するものは、別表第 2 に掲げるとおりとする。

2 条例第 10 条第 2 項に規定する技術的細目のうち同条第 1 項第 4 号に関するものは、京都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)景観地区の計画書に定める美観地区等の屋根以外の色彩の基準を準用する。

4. 3 『くまもとカラーガイド 色彩景観ガイドライン』(平成 10 年 3 月作成)(出典:参考文献 [11])

(1) 内容

- 1) 熊本らしい色彩景観をつくるために
- 2) 景観形成地域の色彩ガイドライン
- 3) 特定施設届出地区の色彩ガイドライン
- 4) 大規模行為の色彩ガイドライン
- 5) 重点地域の色彩ガイドラインの提案
- 6) 公共事業等の色彩設計
- 7) 色彩をいかしたまちづくり事例

(2) 熊本らしい色彩景観

- ・熊本の色彩景観は、阿蘇や天草など、県内、九州はおろか全国的にもよく知られた豊かな自然を基調としてかたちづくられている。
- ・熊本を代表する景観の中に見られる色彩は、いずれも穏やかで見る目にやさしく、熊本の自然や文化の豊かさを感じさせるもの。
- ・「くまもとカラートーン」が設定されている。

4. 4 まちの色の調査

1) 調査方法 (参考文献 [12], [13]などを参照)

・視感測色

適当な色見本 (調査用色彩カラーコードやマンセルブック, 建築用色見本など) を用いて, 人間の目で感覚的に比較して色を特定する方法。→「JIS Z 8723:2000 表面色の視感比較方法」を参照。

・器械測色

ポータブルな色彩計測器 (色彩計, もしくは分光測光器) を用いて壁面を直接あるいは間接に光学的に測定してデータをとる方法。

2) 『風土に基づいた都市色彩計画に関する研究-東京都江東区を事例として-』 (出典: 参考文献 [13])

調査対象地区内の色彩計画の提案を行うために,

- ①既存建築物の外壁色を測色し, その色彩分布の傾向を分析する。
- ②風土色を, 自然環境に関わる色と歴史・文化環境に関わる色に分けて調べ, その色彩群 (パレット) を抽出する。
- ③①項と②項の分析結果と, 対象地域の特性を踏まえ, 各地域別の色彩特徴を出す。

5. 都市デザイン

「都市」をデザインする, とはどんなことなのだろうか?

皆さんはこれまで「建築」スケールのデザインについてはよく考えてきたが, 都市スケールのデザインについてはどのように考えればよいだろうか?

何か, 参考とすべきものはあるのだろうか?

5. 1 都市デザインが行なうべき行為 (出典: 参考文献 [14], pp. 13~14)

- ①物的空間を総合的に形態化し組織化する設計行為
- ②システムとしての都市計画と個別の空間を取り扱う建築デザインとの間を埋める行為
- ③都市空間のなかで実際に生活する人間の空間感覚にもとづいて環境を実態化する行為
- ④場所に根ざした, あるいは周囲の環境と連携した固有性のある空間を形成する行為
- ⑤新たな生活の枠組みとなる空間のあり方に関する合意, あるいは環境への参加を導き出す行為
- ⑥想定される諸活動のコンセプトと空間のイメージを実態化する行為

5. 2 都市環境デザインの領域 (出典: 参考文献 [15], pp. 16～17)

①都市イメージ・行動のデザイン

都市イメージのデザイン, 参加のプロセスとステージのデザイン, イベントや祭りのデザイン など

②自然環境のデザイン (→ランドスケープ)

土地の性質に基づく土地利用のデザイン, 都市の中における自然のデザイン, 自然環境と人工環境のデザイン, 気象現象に配慮したデザイン, 省資源・省エネルギーの都市デザイン など

③インフラストラクチャー (都市基盤施設) のデザイン

道路のデザイン, 高架道路のデザイン, 橋のデザイン, 護岸・堤防のデザイン など

④オープン・スペースのデザイン

歩行者空間のデザイン, 自動車空間のデザイン, 広場のデザイン, 公園・緑地のデザイン, 水辺のデザイン, ストリートファニチャーのデザイン, 看板・広告のデザイン, 照明のデザイン など

⑤建築と町並みのデザイン

建築と敷地のデザイン, 街区のデザイン, 町並みのデザイン, 商業空間のデザイン, 歴史的な町並みのデザイン など

5. 3 よりよいデザインのために

都市環境デザインにおけるデザイン (出典: 参考文献 [15], pp. 18～19)

→多様な要素を組み立てるという意味での「デザイン」から, 感覚的評価に耐え得るいわば「美的デザイン」までの, 広い幅を含む。

デザインのプロセス

→「意味の先付けタイプ」と「意味の後付タイプ」

社会的に受け入れられるデザインの考え方

→デザインによって「可能性のある環境」と「実効性のある環境」が生み出される,

⇒「人間がその土地に生きて暮らしてゆくためのぎりぎりの必要から生まれたものは美しい。」

(上越市高田の雁木についての杉みき子氏の言葉, 出典: 参考文献 [16], p. 3)

⇒どこに根拠を求めてデザインしていくか?

- ・物理的環境 (熱・空気・光・音など) は根拠になるのではないだろうか。しかし・・・。
- ・歴史も根拠になるであろう。

6. 参考文献 (順に, 書名, 編著者名, 発行所, 発行年月, 価格, ISBN 番号, 熊本県立大学図書館所蔵情報 ([] 内)。☆は, 特に関係が深いと考えられる文献。)(*印は辻原所蔵せず)

配付資料での引用文献

- [1] 『これだけは知っておきたい 日照計画の知識』(田中授・柳瀬正敏, 鹿島出版会, 1985 年 11 月, ¥1,800+税, ISBN: 4-306-01096-1) [和書 (2 F), 525.1||Ta 84, 0000236948]
- [2] 『エクスナレッジムック Jw_cad シリーズ V Jw_cad 日影・天空率完全マスター』(日本建築情報センター, エクスナレッジ, 2006 年 12 月, ¥3,200+税, ISBN: 4-7678-0606-2) [和書 (2 F), 525.1||N 77, 0000316807]
- [3] 『大都市近郊居住の環境設計』(日本建築学会編, 日本建築学会, 2000 年 8 月, ¥2,500+税, ISBN: 4-8189-2657-4) [和書 (2 F), 518.83||N 77, 0000275387]
- [4] 『「街の色研究会・京都」シンポジウム'93 報告書 瓦の色と景観』(街の色研究会・京都編, 街の色研究会・京都, 1994 年 5 月, ¥2,000 (税込み), ISBN: なし) [和書 (2 F), 518.8||Ma 18||1993, 0000310656]
- [5] 『街の色・壁の色へのアプローチ 街の色研究会・京都 '95 年報』(街の色研究会・京都編, 街の色研究会・京都, 1995 年 10 月, ¥3,000 (税込み), ISBN: なし) [和書 (2 F), 518.8||Ma 18||1995, 0000310653]
- [6] 『「街なみの色」-21 世紀の京都に向けて-1997 年度年報』(街の色研究会・京都編, 街の色研究会・京都, 1997 年 10 月, ¥3,000 (税込み), ISBN: なし) [和書 (2 F), 518.8||Ma 18||1998, 0000310655]
- [7] 『「街の色研究会・京都」シンポジウム'98 「京都の街の屋外広告物」』(街の色研究会・京都編, 街の色研究会・京都, 2000 年 4 月, ¥3,000 (税込み), ISBN: なし) [AV コ, CDR||518.8||KY, 7000007671] (この所蔵情報は不正確。所蔵はあり。カウンターで問い合わせのこと。)
- [8] 『京都の景観色彩を考える-伝統と現代- 10 周年記念報』(街の色研究会・京都 10 周年記念報編集委員会編, 街の色研究会・京都, 2003 年 12 月, ¥3,000 (税込み), ISBN: なし) [和書 (2 F), 518.8||Ma 18, 0000310654]
- [9] 『街の色研究会・京都 20 周年記念シンポジウム 2010 京都の街の景観を考える』(街の色研究会・京都 20 周年記念シンポジウム 開催記録 編集委員会編, 街の色研究会・京都, 2011 年 5 月, ¥3,000 (税込み), ISBN: なし) [和書 (2 F), 518.8||Ma 18||2010, 0000365482]
- [10] 『京都の街なみ景観を考える シンポジウム 2014 開催記録』(街の色研究会・京都編, 街の色研究会・京都, 2015 年 7 月, ¥2,000 (税込み), ISBN: なし) [和書 (2 F), 518.8||Ma 18 ||2014, 0000368380]
- [11] 『くまもとカラーガイド 色彩景観ガイドライン』(熊本県, 熊本県土木部景観整備課, 1998 年 3 月, ¥2,000 (税込み), ISBN: なし) [郷土資 (2 F), 518.8||Ku 34, 0000294921]
→https://www.pref.kumamoto.jp/kiiji_12052.html からダウンロード可能
- [12] 『建築の色彩設計法』(日本建築学会, 日本建築学会 (発売: 丸善), 2005 年 4 月, ¥3,400+税, ISBN: 4-8189-2664-7) [和書 (2 F), 528.8||N 77, 0000292951]
- [13] 『風土色による色彩学のすすめ 建築・まち・美しい景観の創造』(尾崎真理・佐久間彰三, 彰国社, 2006 年 9 月, ¥2,400+税, ISBN: 4-395-00552-7) [和書 (2 F), 518.8||0 96, 0000302519]
- [14] 『都市デザインの手法-魅力あるまちづくりへの展開 改訂版』(鳴海邦碩・田端修・榊原和彦編, 学芸出版社, 1998 年 3 月, ¥3,000+税, ISBN: 4-7615-3020-0) [和書 (2 F) 2, 518.8||N 53, 0000225459, 0000225460]

[15] 『都市環境デザインの仕事』(鳴海邦碩+都市環境デザイン会議関西ブロック編, 学芸出版社, 2001 年 11 月, ¥1,900+税, ISBN: 4-7615-1176-1) [和書 (2 F), 518.8||N 53, 0000256354]

[16] 『おはなし版画集 “がんぎ” 第 2 集 (新潟県上越市立高田西小学校・6 年生卒業記念児童版画集)』(植木哲夫編, 昭和 51 年度 6 年生, 1977 年 5 月, 非売品) [所蔵なし, 上越市高田図書館所蔵, 郷土資料室, 資料コード: 110934007, 請求記号: J/73/カ/]

日照権問題

[17] 『有斐閣選書 121 市民相談室シリーズ 日照・眺望・騒音の法律紛争 [第 2 版]』☆ (好美清光・大倉忠夫・朝野哲朗, 有斐閣, 1999 年 6 月, ¥2,200+税, ISBN: 4-641-28011-8) [和書 (2 F), 519.12||Y 91, 0000223348]

[18] 『大系 環境・公害判例 第 4 巻 日照・通風妨害』* (判例大系刊行委員会編, 旬報社, 2001 年 3 月, 価格不明, ISBN: 4845106647) [和書 (2 F), 519.12||Ta 22||4, 0000245143], [参考 (2 F), 519.12||Ta 22||4, 0000251959]

[19] 『日本建築学会設計計画パンフレット 24 日照の測定と検討』(日本建築学会環境工学委員会編, 彰国社, 1977 年 8 月, ¥1,600+税, ISBN: 4-395-22024-X) [和書 (2 F), 525.08||N 77||24, 0000178867]

[20] 『真太陽時による日照計画の進めかた』(日照計画研究会編, 彰国社, 1976 年 8 月, ¥3,000+税, ISBN: 4-395-00006-1) [和書 (2 F), 525.1||N 87, 0000253534]

照明・光環境の基礎

[21] 『照明教室 No. 71 マンガによるやさしい照明入門-ライト君とひかるちゃんのあかりの体験-』(照明学会・照明普及会編, 照明学会・照明普及会, 1994 年 3 月, ¥1,310+税, ISBN: なし) [和書 (2 F), 545||Sh 96, 0000318421]

[22] 『カラー図解 照明のことがわかる本』(中島龍興, 日本実業出版社, 2007 年 3 月, ¥1,800+税, ISBN: 978-4-534-04196-8) [和書 (2 F), 545||N 34, 0000310930]

[23] 『図解入門 よくわかる最新照明の基本と仕組み』(松下進, 秀和システム, 2008 年 6 月, ¥2,000+税, ISBN: 978-4-7980-1976-5) [和書 (2 F), 545.61||Ma 88, 0000324889]

[24] 『建築光環境・視環境』(平手小太郎, 数理工学社, 2011 年 10 月, ¥3,800+税, ISBN: 978-4-901683-78-4) [和書 (2 F), 528.4||H 68, 0000348515]

[25] 『照明工学』(照明学会編, オーム社, 2012 年 9 月, ¥2,700+税, ISBN: 978-4-274-21261-1) [和書 (2 F), 545||Sh 96, 0000352919]

[26] 『テーマでとく 光のデザイン手法と技術』(日本建築学会編, 彰国社, 2020 年 11 月, ¥3,200+税, ISBN: 978-4-395-32157-5) [和書 (2 F), 528.4||N 77, 0000390806]

[27] 『新・照明教室 道路・広場照明』(照明学会普及部, 照明学会普及部, 1998 年 12 月, ¥1,500+税, ISBN: なし) [和書 (2 F), 545||Sh 96, 0000321185]

[28] 『[NA選書] 照明ガイド』(日経アーキテクチュア編, 日経BP社, 2009 年 10 月, ¥3,400+税, ISBN: 978-4-8222-6669-1) [和書 (2 F), 545||N 73, 0000328208]

[29] 『おもしろサイエンス 照明の科学』(照明と生活の研究会, 日刊工業新聞社, 2008 年 12 月, 1,500+税, ISBN: 978-4-526-06185-1) [和書 (2 F), 545||Sh 96, 0000364737]

[30] 『朝日選書 600 夜は暗くはないか 暗さの文化論』(乾正雄, 朝日新聞社, 1998 年 5 月, ¥1,300+税, ISBN: 4-02-259700-3) [和書 (2 F), 520.4||I 59, 0000308276]

[31] 『祥伝社新書 040 ロウソクと蛍光灯-照明の発達からさぐる快適性』(乾正雄, 祥伝社, 2006 年 5 月, ¥740+税, ISBN: 4-396-11040-5) [文庫本 (3 F), 080||Sh 95-4||40, 0000308708]

[32] 『照明ハンドブック 第 3 版』* (照明学会編, オーム社, 2020 年 8 月, ¥20,000+税, ISBN: 978-4-

274-22570-3) [所蔵なし]

[33] 『新版 光の計測マニュアル』* (照明学会編, 日本工業出版, 2020年 2 月, ¥7,000+税, ISBN: 978-4-89019-309-7) [所蔵なし]

[34] 『LED照明ハンドブック 改訂版』(LED照明推進協議会編, オーム社, 2011年 4 月, ¥3,800+税, ISBN: 978-4-274-50322-1) [和書 (2 F), 549.81||L 49, 0000342796]

→初版もあり (2006年 7 月, ¥3,800+税, ISBN: 4-274-50092-6) [和書 (2 F), 549.81||L 49, 0000301970]

景観照明

[35] 『景観照明の手引き』☆ (照明学会編, コロナ社, 1995年 9 月, ¥3,500+税, ISBN: 4-339-00626-X) [和書 (2 F), 545.6||Sh 96, 0000301628]

[36] 『都市のデザイン 〈きわだつ〉から〈おさまる〉へ』☆ (都市美研究会編, 学芸出版社, 2002年 8 月, ¥2,800+税, ISBN: 4-7615-2292-5) [和書 (2 F), 518.8||I 24, 0000265010]

[37] 『光の景観まちづくり』☆ (面出薫+光のまちづくり企画推進委員会編著, 学芸出版社, 2006年12月, ¥2,500+税, ISBN: 4-7615-2397-2) [和書 (2 F), 518.8||Me 41, 0000304283] [書庫 (4 F), 518.8||Me 41, 0000306080]

[38] 『空間デザインのための照明手法』(照明学会編, オーム社, 2008年 8 月, ¥2,800+税, ISBN: 978-4-274-20584-29) [和書 (2 F), 545||Sh 96, 0000318367]

[39] 『新・照明教室 照明コンサルティング Q & A 改訂版』(照明学会編, 照明学会, 2017年 3 月, ¥1,200+税, ISBN: なし) [和書 (2 F), 545||Sh 96, 0000387835]

[40] 『新・陰翳礼賛 美しい「あかり」を求めて-』(石井幹子, 祥伝社, 2008年 9 月, ¥1,600+税, ISBN: 978-4-396-61312-9) [和書 (2 F), 545||I 75, 0000324890]

[41] 『光に魅せられた私の仕事』(石井リーサ明理, 講談社, 2004年 11 月, ¥1,500+税, ISBN: 4-06-212666-4) [和書 (2 F), 545.6||I 75, 0000300757]

[42] 『都市と光 照らされたパリ』(石井リーサ明理, 水曜社, 2005年 1 月, ¥2,500+税, ISBN: 4-88065-137-0) [和書 (2 F), 545.6||I 75, 0000300758]

[43] 『光の景観 照明の計画とデザイン』(東宮洋美, オーム社, 2006年 1 月, ¥2,500+税, ISBN: 4-274-20189-9) [和書 (2 F), 528.4||To 59, 0000298826]

[44] 『光の景観 2 照明デザインプロジェクト』(東宮洋美, オーム社, 2008年 11 月, ¥3,000+税, ISBN: 978-4-274-20615-3) [和書 (2 F), 528.4||To 59||2, 0000320408]

[45] 『行為から解く照明デザイン』(角館政英+若山香保+ぼんぼり光環境計画編著, 彰国社, 2013年 9 月, ¥2,400+税, ISBN: 978-4-395-02107-9) [和書 (2 F), 545.6||Ka 28, 0000375584]

まちと景観と色彩

[46] 『増補新装版 公共の色彩を考える』☆ (公共の色彩を考える会編, 青娥書房, 1996年 9 月, ¥2,800+税, ISBN: 4-7906-0161-7) [和書 (2 F), 518.8||Ko 54, 0000256216]

[47] 『まちの色をつくる-環境色彩デザインの手法』☆ (吉田慎吾, 建築資料研究社, 1998年 10 月, ¥2,900+税, ISBN: 4-87460-566-4) [和書 (2 F), 518.8||Y 86, 0000249657, 0000249658]

[48] 『景観法を活用するための環境色彩計画』☆ (吉田慎悟, 丸善, 2005年 9 月, ¥3,800+税, ISBN: 4-621-07629-9) [和書 (2 F), 518.8||Y 86, 0000300763]

[49] 『地域イメージを活かす 景観色彩計画』☆ (日本カラーデザイン研究所, 学芸出版社, 2008年 4 月, ¥3,500+税, ISBN: 978-4-7615-3165-2) [和書 (2 F), 518.8||N 77, 0000316199]

[50] 『公共の色彩を考える-景観まちづくりのヒント-』☆ (田村美幸監修, 公共の色彩を考える会編, 青

娥書房, 2009 年 8 月, ¥3,000+税, ISBN: 978-4-7906-0272-9) [和書 (2 F), 518.8||Ta 82, 0000327343]

[51] 『色彩の手帳 建築・都市の色を考える 100 のヒント』☆ (加藤幸枝, 学芸出版社, 2019 年 9 月, ¥2,500+税, ISBN: 978-4-7615-2714-3) [和書 (2 F), 518.8||Ka 86, 0000384725]

[52] 『都市の風水土 都市環境学入門』(福岡義隆編著, 朝倉書店, 1995 年 4 月, ¥3,500+税, ISBN: 4-254-16332-0) [シラバス環境 (3 F), 519||F 82, 0000220148] [和書 (2 F), 519||F 82, 0000221369, 0000221370] [書庫 (4 F), 519||F 82, 0000250096]

[53] 『平凡社新書 396 日本の色を歩く』(吉岡幸雄, 平凡社, 2007 年 10 月, ¥840+税, ISBN: 978-4-582-85396-4) [文庫本 (3 F), 080||H 51||396, 0000316961]

[54] 『色からの伝言 色で読み解く, 暮らしと社会』(成田イクコ, かんぼう, 2004 年 10 月, ¥1,800+税, ISBN: 4-900277-51-7) [和書 (3 F), 757.3||N 52, 0000296642]

建築と色彩

[55] 『建築の色彩設計法』☆ (日本建築学会編, 日本建築学会, 2005 年 4 月, ¥3,400+税, ISBN: 4-8189-2664-7) [和書 (2 F), 528.8||N 77, 0000292951]

[56] 『INAX BOOKLET 色彩建築 モダニズムとフォークロア 第 2 版』(出村弘一・鈴木紀慶編, INAX 出版, 1999 年 8 月, ¥1,800+税, ISBN: 4-8275-554-5) [和書 (2 F), 520.4||I 54, 0000303537]

[57] 『INAX BOOKLET 建築の彩時記-港町・函館こすり出し-』(アルシーヴ社編, INAX, 1990 年 11 月, ¥1,200+税, ISBN: 4-87275-535-9) [和書 (2 F), 523.118||I 54, 0000302520]

[58] 『建築の色彩設計』(乾正雄, 鹿島出版会, 1976 年 8 月, ¥3,700+税, ISBN: 4-306-03127-6) [和書 (2 F), 528.8||I 59, 0000236070]

色彩一般

[59] 『色彩工学入門 定量的な色の理解と活用』(篠田博之・藤枝一郎, 森北出版, 2007 年 5 月, ¥3,200+税, ISBN: 978-4-627-84681-4) [和書 (2 F), 425.7||Sh 66, 0000373487]

[60] 『トコトンやさしい 色彩工学の本』(前田秀一, 日刊工業新聞社, 2016 年 9 月, ¥1,500+税, ISBN: 978-4-526-07605-3) [和書 (2 F), 425.7||Ma 26, 0000373204]

[61] 『色彩学入門 色と感性の心理』(大山正・齋藤美穂, 東京大学出版会, 2009 年 4 月, ¥3,200+税, ISBN: 978-4-13-082070-7) [和書 (3 F), 757.3||O 95, 0000350314]

[62] 『岩波アクティブ文庫 101 色彩楽のすすめ』(尾登誠一, 岩波書店, 2004 年 1 月, ¥940+税, ISBN: 4-00-7000101-4) [和書 (3 F), 757.3||O 67, 0000293272]

[63] 『色彩科学選書 3 色彩調和論』(福田邦夫, 朝倉書店, 1996 年 2 月, ¥3,800+税, ISBN: 4-254-10539-8) [和書 (2 F), 425.7||F 74, 0000293284]

[64] 『ヨハネス・イッテン 色彩論』(ヨハネス・イッテン著, 大智浩訳, 美術出版社, 1971 年 9 月, ¥3,500+税, ISBN: 4-568-52004-5) [和書 (3 F), 757.3||I 91, 0000247292] [書庫 (4 F), 757.3||I1, 0000035015]

[65] 『色彩論の基本法則』(ハラルド・キュッパーズ著, 澤田俊一訳, 中央公論美術出版, 1997 年 7 月, ¥3,500+税, ISBN: 4-8055-0334-3) [和書 (2 F), 425.7||KU 49, 0000189226]

[66] 『光文社新書 355 色の新しい捉え方 現場でできる「使える」色彩論』(南雲治嘉, 光文社, 2008 年 6 月, ¥820+税, ISBN: 978-4-334-03458-0) [文庫本 (3 F), 080||Ko 14||355, 0000319878]

[67] 『ブルーバックス B-1701 光と色彩の科学 発色の原理から色の見える仕組みまで』(齋藤勝裕, 講談社, 2010 年 10 月, ¥820+税, ISBN: 978-4-06-257701-4) [和書 (2 F), 425||Sa 25, 0000350309]

都市デザイン関連

- [68] 『図説 都市デザインの進め方』 ☆ (佐藤滋・後藤春彦・田中滋夫・山中和彦, 丸善, 2006 年 5 月, ¥3,200+税, ISBN: 4-621-07725-2) [和書 (2 F), 518.8||Sa 85, 0000300735] [書庫 (4 F), 518.8||Sa 85, 0000314418]
- [69] 『まちづくりデザインのプロセス』 ☆ (日本建築学会編著, 日本建築学会/丸善, 2001 年 4 月, ¥1,900+税, ISBN: 4-8189-2214-5) [和書 (2 F), 518.8||N 77, 0000312136] [書庫 (4 F), 518.8||N 77, 0000289768]
- [70] 『環境と都市のデザイン 表層を超える試み・参加と景観の交点から』 ☆ (齋藤潮・土肥真人編, 柴田久・田中尚人・上島顕司・永島為介著, 学芸出版社, 2004 年 11 月, ¥2,200+税, ISBN: 4-7615-2346-8) [和書 (2 F), 518.8||Sa 25, 0000294131]
- [71] 『篠原修が語る 日本の都市 その伝統と近代』 ☆ (篠原修, 彰国社, 2006 年 3 月, ¥2,200+税, ISBN: 4-395-04017-9) [和書 (2 F), 518.8||Sh 67, 0000314947]
- [72] 『環境と空間文化 建築・都市デザインのモチベーション』 ☆え (中村良夫編著, 学芸出版社, 2005 年 9 月, ¥2,300+税, ISBN: 4-7615-2372-7) [和書 (2 F), 518.8||N 37, 0000294836]
- [73] 『地球環境と東京 歴史的都市の生態学的再生をめざして』 (河原一郎, 筑摩書房, 2001 年 4 月, ¥2,800+税, ISBN: 4-480-86061-4) [和書 (2 F), 518.8||Ka 92, 0000295101]
- [74] 『風土と都市の環境デザイン』 (金澤成保編著, ふくろう出版, 2007 年 6 月, ¥2,667+税, ISBN: 978-4-86186-319-6) [和書 (2 F), 518.8||Ka 48, 0000312848]

土木とデザイン

- [75] 『GROUNDSCAPE 篠原修の風景デザイン』 ☆ (東京大学景観研究室編, 鹿島出版会, 2006 年 3 月, ¥3,800+税, ISBN: 4-306-07251-7) [和書 (2 F), 513.1||To 46, 0000308132]
- [76] 『土木デザイン論 新たな風景の創出をめざして』 ☆ (篠原修, 東京大学出版会, 2003 年 11 月, ¥3,600+税, ISBN: 4-13-061124-0) [和書 (2 F), 513.1||Sh 67, 0000292995]
- [775] 『景観デザインの誕生』 (篠原修, 王国社, 20225 年 1 月, ¥1,900+税, ISBN: 978-4-86073-074-1) [和書 (2 F), 518.8||Sh 67, 0000394497]
- [78] 『国土を創った土木技術者たち』 (国土政策機構編, 鹿島出版会, 2003 年 3 月, ¥2,400+税, ISBN: 4-306-02337-0) [和書 (2 F), 510.921||Ko 45, 0000316822]
- [79] 『ものをつくり, まちをつくる GS 群団 メーカー・職人共闘編』 (篠原修編, 技法堂出版, 2007 年 1 月, ¥2,500+税, ISBN: 978-4-7655-1712-6) [和書 (2 F), 518.8||Sh 67, 0000324891]
- [80] 『図説 近代日本土木史』 (土木学会土木史研究委員会編, 鹿島出版会, 2018 年 7 月, ¥3,400+税, ISBN: 978-4-306-02495-3) [和書 (2 F), 510.21||D 81, 0000381147]

景観と土木

- [81] 『土木と景観 風景のためのデザインとマネジメント』 ☆ (田中尚人・柴田久編著, 学芸出版社, 2007 年 4 月, ¥2,200+税, ISBN: 978-4-7615-2403-6) [和書 (2 F), 518.8||Ta 84, 0000316701]
- [82] 『景観学研究叢書 テクノスケープ 同化と異化の景観論』 (岡田昌彰, 鹿島出版会, 2003 年 10 月, ¥3,200+税, ISBN: 4-306-07703-9) [和書 (2 F), 513.1||O 38, 0000292913]
- [83] 『間と景観 敷地から考える都市デザイン』 (山田圭二郎, 技報堂出版, 2008 年 5 月, ¥3,400+税, ISBN: 978-4-7655-1731-7) [和書 (2 F), 518.8||Y 19, 0000325077]
- [84] 『風景のとらえ方・つくり方 九州実践編』 ☆ (小林一郎監修, 風景デザイン研究会著, 共立出版, 2008 年 11 月, ¥3,500+税, ISBN: 978-4-320-07699-0) [和書 (2 F), 518.8||Ko 12, 0000320475]
- [85] 『地文学事始 日本人はどのように国土をつくったか』 (上田篤・中村良夫・樋口忠彦編, 学芸出版

社, 2005 年 4 月, ¥3,000+税, ISBN: 4-7615-3130-4) [和書 (2 F), 210.04||U 32, 0000291469]
[書庫 (4 F), 210.04||U 32, 0000291344]

[86] 『景観の作法 殺風景の日本』(布野修司, 京都大学学術出版会, 2015 年 1 月, ¥2,000+税, ISBN: 978-4-87698-869-3) [和書 (2 F), 291.013||F 89, 0000367249]

[87] 『昭和の刻印 変容する景観の記憶』(窪田陽一, 尾花基写真, 柏書房, 2015 年 6 月, ¥2,800+税, ISBN: 978-4-7601-4575-1) [和書 (2 F), 510.921||Ku 14, 0000370983]

ランドスケープデザイン

[88] 『ランドスケープアーキテクト100の仕事』☆ (美しい国づくりRLA展記念出版編集委員会編, 東京農業大学出版会, 2007年 1 月, ¥1,600+税, ISBN:4-88694-115-2) [和書 (3 F), 629||U 96, 0000308277]
[書庫 (4 F), 629||U 96, 0000326668]

[89] 『はじめてのランドスケープデザイン』☆ (八木健一, 学芸出版社, 2002 年 7 月, ¥1,900+税, ISBN: 4-7615-1177-X) [和書 (2 F), 518.8||Y 15, 0000295114]

[90] 『ランドスケープデザインの挑戦-初めてランドスケープデザインを学ぶ方のために-』(大月勝義, 文化書房博文社, 2002 年 3 月, 1,800 円+税, ISBN: 4-8301-01973-4) [和書 (2 F), 518.8||O 89, 0000268583]

[91] 『ランドスケープアーキテクトになる本 RLA 資格認定試験ガイドブック』(RLA ガイドブック出版の会, 成隆出版, 2009 年 7 月, 1,900 円+税, ISBN: 978-4-915348-59-4) [和書 (3 F), 629||R 49, 0000333163]

[92] 『テキスト ランドスケープデザインの歴史』☆ (武田史郎・山崎亮・長濱伸貴, 学芸出版社, 2010 年 10 月, ¥3,200+税, ISBN: 978-4-7615-3187-4) [和書 (2 F), 518.8||Ta 59, 0000356533]

[93] 『ハビタ・ランドスケープ』(滝澤恭平, 木楽舎, 2019 年 6 月, ¥1,800+税, ISBN: 978-4-86324-130-5) [和書 (2 F), 291.013||Ta 73, 0000384298]

7. 参考 URL

[1] 配付資料のダウンロード

<https://www.pu-kumamoto.ac.jp/~m-tsuji/kougi.html/tyosei.html/tyosei.html>

[2] 「環境省」>「政策」>「政策分野一覧」>「大気環境・自動車対策」>「光害対策」

<https://www.env.go.jp/air/life/hikarigaitaisaku.html>

[3] 「環境省」>「政策」>「政策分野一覧」>「大気環境・自動車対策」>「光害対策」>「光害ガイドライン, パンフレット等」>「光害対策ガイドライン 令和 3 年 3 月改訂版」(pdf ファイル, 4,668 KB)

<https://www.env.go.jp/content/900399480.pdf>

※平成 29 年度に, LED 照明の普及に対応するため, 光害対策ガイドライン改訂についての検討が行われている

→業務報告書がダウンロード可能 (pdf ファイル, 5,302 KB)

<https://www.env.go.jp/content/900399478.pdf>

→光害対策啓発パンフレットも平成 29 年度に改定された (pdf ファイル, 9,622 KB)

<https://www.env.go.jp/content/900400107.pdf>

[4] 「環境省」>「政策」>「政策分野一覧」>「大気環境・自動車対策」>「光害対策」>「光害ガイドライン, パンフレット等」>「光害防止制度に係るガイドブック」(平成 13 年 9 月)

<https://www.env.go.jp/air/report/h13-02/index.html>

- [5] 「一般社団法人 照明学会」 > 「照明ってなに？」 > 「やさしい照明」 > 「光害とは (平成 13 年照明学会誌・第 85 巻・第 6 号より)」
<https://www.ieij.or.jp/what/hikarigai.html>
- [6] 「熊本県民天文台」のホームページ
<http://www.kcao.jp>
→その中に「光害改善」のコーナーあり
<http://www.kcao.jp/hosizora.html>
- [7] 「星空を守る会/IDA 日本セクション」のホームページ
<http://www2a.biglobe.ne.jp/~wakaba/>
- [8] 「松下進建築・照明設計室」 > 「光環境評価」 > 「光害評価 (環境省地域照明環境計画モデル事業)」
<http://www.matsushitas-lighting.com/lightpollution.html>
※同上のホームページにかつてあったページ「光害評価サイト」 (今はリンクがないみたい)
<http://lightassess.matsushitas-lighting.com/index.html>
- [9] 日本建築学会環境工学委員会環境設計小委員会・光環境小委員会共催のシンポジウム「商業地域に建つマンションの日照問題」記録 (もと芝浦工業大学環境システム工学部三浦昌生研究室のホームページの「日照問題シンポジウムの記録が完成しました」から)
<https://www.miura-lab.com/info/nissho-simpo.html>
- [10] 「街の色研究会・京都」のフェイスブック
https://www.facebook.com/machinoiro/?locale=ja_JP
- [11] 「街の色研究会・京都」のホームページ (繋がらないかもしれない)
<http://machinoiro-kyoto.com>
- [12] 「京都市情報館」(京都市のホームページ) > 「市政情報」 > 「条例・要綱・公報等」 > 「条例・規則 (京都市例規集)」
https://en3-jg.d1-law.com/kyoto/dlw_reiki/reiki.html
- [13] 「JUDI 都市環境デザイン会議」のホームページ (九州ブロックの幹事は柴田先生)
<http://www.judi.gr.jp>
- [14] 「都市環境デザイン会議関西ブロック」のホームページ
<http://www.gakugei-pub.jp/judi/index.htm>
- [15] 「風景デザイン研究会」のホームページ
<http://www.fukei-design.jp>
- [16] 東京大学大学院 工学系研究科 社会基盤学専攻 景観研究室 (中井祐教授) のホームページ
<http://keikan.t.u-tokyo.ac.jp>
- [17] 京都大学大学院 工学研究科 社会基盤工学専攻 景観設計学研究室 (川崎雅史教授/山口敬太准教授/谷川陸助教) のホームページ
<https://lepl.uee.kyoto-u.ac.jp>
- [18] 東京工業大学 環境・社会理工学院 土木・環境工学系 真田研究室 (真田純子教授) のホームページ
<http://sanada.cv.ens.titech.ac.jp/>
- [19] 熊本大学大学院 先端科学研究部 社会基盤環境部門 都市地域計画分野 地域風土計画研究室 (田中尚人准教授) のホームページ
<http://www.civil.kumamoto-u.ac.jp/red/index.html>
- [20] 地域計画家・高尾忠志先生のホームページ
<https://takaotadashi.localinfo.jp>

レポート課題

次の文章をよく読み、次の (1) から (3) の課題について、レポートを作成してください。

(1) 次ページ以降に示す「(1) の課題の詳細」に挙げる①~⑩の課題のうちから 1 つを取り上げ、あなたの考えや意見を述べてください。

(2) 次ページ以降に示す「(1) の課題の詳細」に挙げる①~⑩の課題のうちから、(1) で選んだ課題以外の 1 つを取り上げ、あなたの考えや意見を述べてください。

(3) 講義についての感想、意見、批判など自由に書いてください。特に、「ここがよくなかった。こうした方がよかった。こうして欲しい。」という建設的な意見を希望します。できれば次年度以降の講義に活かせるような、次年度以降の講義の改善に役立つような意見を希望します。

書式は A4 判であれば、その他は枚数なども含めて自由です。ただし、レポートとしての体裁は整えてください。また、専攻名、学籍番号、氏名は必ず明記してください。

なお、第 1 回の講義の際にも説明した通り、成績は、提出してもらったミニレポート、授業中の発表、最終レポートを総合して、評価します。定期試験はありません。

提出期限：2024 年 02 月 13 日 (火) 14:20 (3 限目の終了時まで)

注) 辻原の出張などの理由から試験期間中の最終日に提出期限を設定せざるを得ませんでした。事前に告知していた期限よりも 1 日早まります。

提出の方法：紙に印刷した上で、下記の提出先にて、担当者に手渡しで提出してください。メールに添付する、Canvas LMS のメッセージに添付する、などでの提出は原則として認めません。

提出先：

辻原研究室 (環境共生学部棟西棟 (環境共生学部棟旧棟) 4 階南西角) まで

(電話：096-321-6706 (直通), E-mail：m-tsuji@pu-kumamoto.ac.jp)

もしくは、

岡本研究室助手 (環境共生学部西棟 (旧棟) 3 階南西角・田中研究室 / 4 階中央・岡本研究室助手室) まで

(電話：096-383-2929 (内線 482 (岡本研究室助手室) / 内線 475 (田中研),

E-mail：okamototkm@pu-kumamoto.ac.jp)

注 1) 新型コロナウイルス感染症の影響を考え、郵送での提出も可能とします。ただし、その場合は、02 月 13 日 (火) 必着で郵送してください。郵送先は、以下の通りです。

〒862-8502

熊本市東区月出 3-1-100

熊本県立大学 環境共生学部 居住環境学専攻

辻原 万規彦 宛

注 2) 新型コロナウイルス感染症に感染したなどの事情がある受講生に対しては、提出期限を延期するなどの措置をとることもあり得ます。その際は、速やかに、メールや Canvas LMS のメッセージなどで連絡してください。

(1) と (2) の課題の詳細

→ 1 項目の課題につき、最低でも 1 冊の参考文献を (インターネットのホームページではなく) 読んでください。

→→ 1 項目の課題に対して、複数の素材 (何らかの証拠となるもの、例えば図表、データなど) を探し、論を組み立ててください。

採点基準は、以下の通りです。

- 1) 論旨、論拠が明快であるか、どうか。
- 2) 調査の方法とその結果の信頼性と再現性が高いか、どうか。
- 3) 表現や用語が適切であるか、どうか。

①居住環境学専攻の学生である自分にとって、歴史を学ぶとは、どのような意味をもつことなのだろうか? (10 月 23 日)

→例えば、歴史を学ぶことに意味はあるのか? もしくは意味はないのか? 居住環境学と歴史の関係はどのようなものか? それとも関係はないのか? それでもやはり関係はあるのか? さらに、どのような理由でそのように考えたのか?

②女性もしくは男性という視点からは、居住環境の改善や調整に対して、どのような役割を果たすことができると考えられるだろうか? (10 月 30 日)

→例えば、女性は、どのような点で居住環境の改善に貢献できるのか? 一方、男性は、どのような点で居住環境の改善に貢献できるのか?

それとも、女性や男性などの性差は、建築や居住環境の世界では、意味がないものであろうか? 存在しないものであろうか? もしくは、否応なく存在しているのであろうか?

さらには、性差ということ (もの、言葉) 自体が、意味がないものであろうか? 存在しないものであろうか? もしくは、否応なく存在しているのであろうか?

ジェンダー・マイノリティ (性的少数者) もしくは LGBT (LBGTQ) などからみた建築や居住環境の世界はどんなものであろうか? 「女性ならではの視点」や「男性ならではの視点」は本当にあるのか? ないのか? また、「女性らしい建築」や「男性らしい建築」は本当にあるのか? ないのか?

③暖房の歴史は、どのように捉えることができるだろうか。暖房の歴史はどのような意味を持つと言えるだろうか。『暖房』の歴史を『〇〇』の歴史』と言いかえる場合、『〇〇』には何を入れればよいだろうか、もしくは入れることができるだろうか。(11月06日)

→例えば、暖房や採暖には、数多くの方法があるが、どうしてこのような多種多様な方法が生まれたのだろうか? 皆さんはどんなものを知っているだろうか。それぞれの方法の長所や利点、短所や問題点はどのようなものであろうか。短所や問題点はどのように克服されてきたのであろうか。なぜ、時代と共に変わってきたのだろうか。時代と共に変わるとはどのようなことを意味するのだろうか。

④人間がこれまでに開発してきた居住環境の調整に関する技術 (もしくは、技術一般でもよいが) は、今後、どのような方向に進むとよいと考えられるであろうか? (11月13日)

→例えば、もっと技術を進歩させる方がよいのであろうか? なぜ、人々は改善したくなるのであろうか? 技術を進歩させたり、改善する際には、どんなことを考えておくとうまいだろうか?

別の見方としては、もうこれ以上の技術の進歩は不要なのであろうか? 技術の進歩については、技術者の好奇心 (もしくは欲求) にまかせれば十分であろうか? それとも、もっと違う方向があるだろうか? いずれの場合も、どのような理由でそう考えたのだろうか?

⑤どのようにすれば、上手に、建築物や都市のライフサイクルをマネジメントできるのだろうか? (11月20日)

→建築物や都市の「一生」を考えたことはあるだろうか? もしくは、「一生」は考えなくてもよいのだろうか? 人間と同じように、建築物や都市にも「一生」があるかもしれないし、ないかもしれない。

どのような工夫をすれば、建築物や都市の一生を長くできるか? もしくは、長くしなくても特段問題はないのだろうか?

目先の利益を重視するか、それとも将来の利益を重視するか? どのようにすれば環境への負荷とコストのバランスをとることができるのだろうか?

⑥「人間」と「環境」の関係を図示してみよう / 私達が、「ある環境に働きかける際の」 or 「ある環境を調整する際の」 or 「ある環境に対して行動を起こす際の」過程をできるだけ細かく分

解してみよう／自分なりに作った 2 つの「モデル」の確かさを保証するためには、どのようにすればよいか？ (12 月 18 日)

→自分なりの言葉や図や絵で、自分の頭の中で考えていることを書き出してみよう。／「自分の頭の中で考えていること」＝「紙の上書き出した内容」になるだろうか？／書き出すことによって、考えている内容を、さらにその先に進められないか？→書き出すことの大切さ、有用性を理解したい／周りとの話し合いで、考えている内容を、さらにその先に進められないか？／来年度に取り組む卒業研究の過程 (プロセス) を大雑把でよいので体験してみよう。

注) この日は、A3 判の白紙を配布し、それを埋める作業をしながら講義を進めたので注意。

⑦都市におけるヒートアイランド現象は、その原因だけではなく、発生のメカニズムもほとんど解明され、対策も有用性が確認されているものが多い。これだけ状況が揃えば、すぐにでも問題は解決しそうである。しかし、現在でも問題は解決しないままである。なぜ、根本的に問題が解決できず、現在でも問題のままになり続けるのであろうか。 (12 月 25 日)

→例えば、どこが問題なのだろうか。他の公害問題は (少なくとも表面上は) おおよそ解決しているのに、どうしてヒートアイランドだけ解決できないのだろうか。どうすれば解決できそうか。ヒートアイランドについて正しく理解ができていないのだろうか。どのようなスケールで考えればよいのだろうか。一般の人々と専門家の認識とのずれがあるのだろうか。

※第 3 回目に学修した森鷗外 (森林太郎) の頃の「建築環境工学」と現在の建築環境工学で扱う領域や対象があまり変わらなかったことを今一度考えてみるとヒントになるかもしれない。

⑧私たちの周りの空気環境が悪化すると、なぜ問題になるのだろうか？空気環境の悪化は、私達人間にどのような影響を与えるのであろうか？どこが問題なのだろうか？その問題は、なぜ重要なのだろうか？問題を解決するにはどのようにすればよいと考えられるのだろうか？それとも、もう問題は解決したので、気にする必要はないのだろうか？ (01 月 15 日)

→空気環境とは何か？ヒートアイランド現象などの熱の問題や音や光の問題とはどこが違うのか？私達が生きていく上で必ず必要な空気環境ならでは、の問題点は何か？

→→排出側も影響を受ける側も共存できる方法はないだろうか？

⑨音に対する考え方、評価や捉え方は、人によって様々である。そのような音を、皆が満足するように調節、調整、もしくはコントロールするにはどのようにすればよいだろうか。また、何が「正しい」音環境だと考えられるだろうか。もしくは、どのような音環境が「よい」音環境だと考えられるのだろうか。もしくは、皆が満足する音環境、正しい音環境、よい音環境は存在しないのだろうか。 (01 月 22 日)

→例えば、熊本赤十字病院 (日赤病院) のドクターヘリや救急車は確かに大きな音だが、人

命の問題もあり、多くの人はそのままで気にしていないようである。一方、熊本空港の飛行機や九州新幹線、九州自動車道、国体道路などでは、経済の問題と騒音の問題の両立が難しい。これらはどのように受け止めればよいのだろうか。さらに、嫌いな音と好きな音の違いはどのような点にあるだろうか。同じ音でも、時と場合によっても評価が変わるかもしれない。様々な立場からの評価がある点に注意したい。

※もしくは、新聞・雑誌・インターネットなどマスメディアが提供する情報については、どのように考えればよいのだろうか。どのように取舍選択し、取り込んでいけばよいのだろうか。

⑩光や色は、都市のあり方にどのように影響を与えるであろうか？個人的な、パーソナルな（あるいは比較的身近なスケールの）光環境や色環境，と，公の，パブリックな（あるいは比較的範囲が広いスケールの）光環境や色環境，に対する考え方は違うであろうか？それぞれ、周囲にどのような影響を与えるであろうか？それぞれどのように捉えて、どのように考えればよいだろうか？どのようにすれば、よりよい環境とするにはどうすればよいだろうか？

さらに、光や色によって（もしくは光や色だけではなく一般的に）、よりよい都市環境を創造するためには、どのような基準、ルール、規範もしくは根拠を参考にすればよいのだろうか？

もしくは、従えばよいのだろうか？ (01月29日)

→建築のスケールではなく、都市や地域のスケールで考えたとき、光や色と私達の関係はどのようなものでしょうか？さらに一歩進んで、「都市」を「デザイン」する際には、何を参考にすればよいのでしょうか？参考にするものはどこから読み取ればよいのでしょうか？それとも、個人の自由な発想に基づけばよいのでしょうか？

⑪この講義で提供された話題を取り上げて、自分なりに課題を設定して、あなたの考えや意見を述べてください。

→中江研先生の講演会（12月04日）、田中昭雄先生担当分の内容「環境情報統計モデリングの基礎」（12月11日）、（辻原担当の研究室4年生による）台湾・花蓮での東華大学との合同調査についての報告会（11月27日）などを含んでも結構です。

→自分で設定した課題の内容については、「必ず」その内容をレポートに明記してください。課題内容の説明がない場合は、採点しません。

注1) 理由や根拠が述べられていない、単なる感想を求めているわけではありません。これまでのレポートの作成に関する注意を踏まえ、図書館などで様々な資料を参考にしたり、様々なデータを用いるなどして、第三者を納得させることができようになしてください。その際には、これまで配布した資料（スライド、動画など）、講義の際に取ったメモ、提出したミニレポートとそれに対する皆さんからのコメントなども参考にしてください。配付資料を持っていない場合は、Canvas LMS 上にアップロードしてありますので、各自でダウンロード

ドしてください。

なお、自分で課題を設定する際、課題の設定の仕方は、これまでの受講生のレポートを見る限り、大きく分けて、①考察を行うもの、②理由を問うもの、③Yes-No で答えられるもの、もしくは二者択一、④調べることが主なもの、⑤その他、に分かれるようです。①、②、③、④の順に高い評価を得る傾向にあり、特に④では、いわゆる「調べ学習」となっており、評価が低くなる傾向にありました。課題の設定の際には十分に気を付けてください。

注 2) レポートを書く際に何かを参考にした場合は、どの部分で参考にしたかがわかるように出典を必ず明記してください。出典を明記せずに引用などをした場合、もしくはどの部分で参考にしたかがわからないような場合は、大幅に減点します。

注 3) レポート作成の際に参考となる文献などは、辻原の担当科目である 2023 年度居住環境調整工学実験の配付資料などを参考にしてください。以下のアドレスからダウンロード可能です (配付資料 (その 2), 318 KB)。なお、レポートとしての体裁が整っていない場合は、大幅に減点します。

https://www.pu-kumamoto.ac.jp/users_site/m-tsuji/kougi.html/jikkenn.html/kyojikkenn.html

以上